

知っ得

知って得する

はじめまして！

社会保険労務士の伊藤綾子です



みなさま、こんにちは。

代々木に事務所を開いています、
伊藤社会保険労務士事務所
代表 伊藤 綾子と申します。

今年4月に事務所を開いたばかりの
新米社労士（社会保険労務士）です。

まだまだ勉強しなければならぬ
こともたくさんありますが、みな
さまのお役に立てればと思い、ご挨拶
もかねて、事務所通信を発行する
事にいたしました。

どうぞよろしくお願ひいた
します！

社会保険労務士（略称 社労士）
とはいわゆる弁護士や税理士と同
じく「士業（しぎょう）またはさむら
いぎょう」と言ったりします（に分
類されます）。

税理士が『カネ』にかけてはプロ
フェッショナルであるように、社労
士は『ヒト』に関する事に長けて
います。

具体的には労働保険（労災・雇用
）失業保険など）や、社会保険（医
療・年金）、労働基準法に代表される
労働法などの法律家です。

特にここ数年、法律の改正が多い分野
（年金や労働法）を担当する社労士が
関わる法律のことは、通常の仕事だけ
でお忙しい経営者の方は複雑すぎてつ
いていけないでしょう。（専門で常々勉
強していても・・・追いかけるのが大
変です・・・笑）

このようなことから年々、社労士
の活躍の場は増えてきています。しか
し、人事・総務関係の仕事をしていな
人には、まだまだ社労士を知らない人
も多いのです。（実際 友人には「保健
体育士？」と聞かれたくらいです・・・
苦笑）

実は、事業をしている方が社労士を
活用する事によって、「時間削減」や、
「経費削減」につながったり、更には
よく条件が変わる「助成金」にしても、
もしかしたら該当するかもしれないま
せん。そんなお役に立つアドバイスや複
雑な手続きを代わりにやったりしてい
く仕事です。

一日も早く諸先輩方のようになって、
社会保険労務士を知ってもらえるよう
にがんばっていきます！
よろしくお願ひいたします。

この機会に覚えちゃえ!?

ここで、コレを手にとっていただいたのも何かの「縁」。
せっかくだから、ちょっと耳慣れないのだけれど、
なんとなく聞いたことある言葉の意味を覚えてみませんか？

社会保険労務士(社労士・労務士)って何？

～ 社会保険（年金や健康保険）・労働保険（労災や雇用保険）について扱います ～

会社関係では、「総務部」「人事部」と言うイメージしやすいかな？
労働者と企業側のトラブルを避けるための規則（就業規則や36協定）を作ったり、人事計画に基づき、
人材の求人・採用から教育、退職までの面倒はすべて見ることのできる『士業』です。
給与計算（もちろん年末調整も！）、社会保険の手続き・申請、賃金制度や退職金制度を社長さんと一緒に考
えたり、社員がやる気を持って働けるような環境作り、優秀な社員を逃さないためのアドバイスをしたり・・・。
『ヒト』に関するお手伝いをします。融資とは違い返済する必要はないけど受けるまでに時間と労力がかかる
“助成金”申請を代わりに行なったりもします。

個人では、“年金”などの「公的保険の相談」や「手続きの代行」等があります。



「自己紹介」



= 伊藤が所属する伊藤事務所と労務管理支援研究会 =

代表 伊藤 綾子

1975年生まれ A型によく間違われるO型

東京都社会保険労務士会 渋谷支部 所属

株はまったくやらないのに、上場会社のIR、財務諸表を眺めては勝手に経営分析をするのが楽しみな、数字大好き人間です。最近忙しくてなかなかのんびり眺めてもらえないんですけどね。密かに大学で心理学を学んでいる学生だったりします。好奇心が旺盛で、『とりあえず(何でも)やってみる』『とりあえず(人に)会ってみる』をモットーに日々悪戦苦闘しています。ぜひ、お気軽にお声がけください。よろしくお願ひいたします！

ブログ <http://mamas-aya.ameblo.jp/>



伊藤社会保険労務士事務所

2005年4月1日 渋谷区代々木に誕生

社会保険労務士7名が共に協力し合い切磋琢磨している事務所に、伊藤事務所は誕生しました。ニートや女性労働者をいかに事業の中に組み込んで、優秀な人材として活用していくか、労働者と社会にかかわるすべての人が、仕事と自分の人生をどう過ごしていくのがいいのか、配置転換や転籍・出向、転職・退職その後の人生を含め、その人材と会社とのよりよい関係作りを一緒に考えていきたいと思い、日々活動しています。

女性のキャリア相談も受け付けております。悩みがあったらぜひ話してください！

伊藤事務所HP <http://itojimusyosakura.ne.jp/>



労務管理支援研究会

2005年10月7日 労務管理のエキスパートが集まる場として誕生

定期的にセミナーを開催しています

社労士をはじめ、人事改革のコンサルタントや退職金コンサルタントが集まってできた会。それぞれの得意分野を活かしてセミナーを開催しています。企業会計・税金や(青色)申告の知識、その会社にあった人材の選び方や労働市場の現状分析、人材活用のための支援を行っております。当研究会のセミナーは、起業家や中小零細企業の事業主や担当者に大変ご好評をいただいております。こんなセミナーをやってほしい、労務管理でわからないところがあるのでサポートして欲しいなどご要望がございましたら、ご連絡ください。連絡先：伊藤事務所まで



「事業主」の為の

耳より情報

知っているのと得をする情報を知っているのが土業です。

助成金

一昔前は助成金パブルとでも申しましたよ、いろいろな助成金があった時代もありました。その頃から考えると、かなり数が減りましたし、要件も厳しくはなりました。しかし、まだまだたくさん助成金があります。改正が多いので、新しい助成金ができたりもしています。

今特に国が力を入れてるのは「雇用」「創業」についてです。

助成金の可能性の一例をあげると：定年を60歳としていた会社がそれ以上の年齢に定年をあげたり、45歳以上60歳未満の求職者や母子家庭の母等を職業安定所などを經由して雇入れるなど。そしてこれから起業者としている人はちよつと待った！起業者の前から申請をしていると思ひのほか大きな助成金を申請できるかもしれません。額が大きいので手続きが大変ですが…

知らなくても困りませんが、知っておくと得をするかもしれません。主な助成金を扱うのは、ハローワーク雇用能力開発機構・雇用開発協会などです。

うそ?!ほんと?!

年金あれこれ

ふと聞いた年金のニュース

これを読んで情報の整理をしましょう。

離婚した夫婦の年金額

2007年度よりサラリーマンの夫と離婚した妻が、夫の厚生年金を分割して受け取る仕組みが導入されることになりました。

「2007年度まで離婚を待つて、年金分割を受けたい」と年金額を増やすために、夫が定年になつてから別れたら、50代の専業主婦から、こうした相談が増えているそうです。離婚したら生活できないとあきらめていた人も、年金分割の導入に背中を押されているようです。07年度を待ち構えている女性は少なくないそうです。

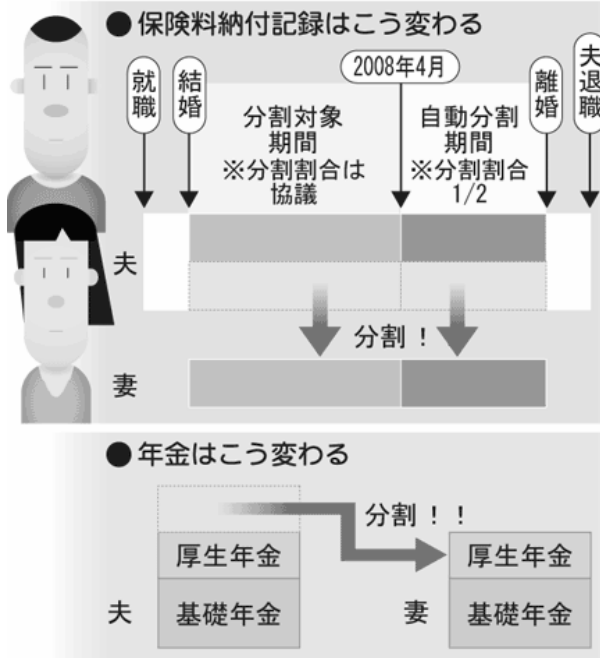
さて、この仕組みにより夫婦の年金はどのように変わるのでしょうか。

まず分割できる年金は厚生年金に限られます。

厚生年金の離婚時分割は2段階に分けて導入され、07年度からは、婚姻期間中に2人が払った保険料に対応する厚生年金(報酬比例部分)を分割できるようになります。分割割合は最大で夫婦同額です。分割割合は最大で夫婦同額。妻が専業主婦(国民年金の第3号被保険者)の場合は、夫の厚生年金の半分までが最大です。分割割合は夫婦が協議して決めることになりませんが、合意できない場合は裁判所が決定します。

さらに、08年度からは、08年度以降の婚姻期間に限り、妻の専業主婦期間に対応する夫の厚生年金の半額を、自動的に妻に分割する制度が始まります。08年度以前の婚姻期間の分割割合は、07年度導入の制度と同様に協議して決めることとなります。

離婚時の年金分割の仕組み(妻は専業主婦の場合)



年金セミナー開催します!

「公的年金と個人年金って違うの?」「私は年金もらえるの?」「年金分割についてもっと知りたい!」など、女性のための年金講座を開催しています。(もちろん男性の参加者も歓迎です!) たった2時間で年金に対する不安を撃退しませんか?伊藤事務所ではどのようなご要望にも対応できるようご用意しております。

御社のお客様に対して、また御社の人事教育の一環として、年金セミナーを開いてみてはいかがでしょうか。

日時や場所をご相談ください。

ご依頼はこちら 伊藤社会保険労務士事務所

03-5333-3827(代)

今回は、この新聞を手につけていただいた方、これも何かの「縁」ですので、限定で無料にてお届けいたします。これを機会にむすかしくわかりづらい「公的保険」制度の理解の一助になればなと思いつながら作り直しました。この「縁」が「良縁」となりますように。

ご希望の方は、伊藤事務所まで「新規加入の冊子希望!」とご連絡ください。これから起業を考えている未来の社長さま、従業員が増えつれしい悲鳴を上げている社長さま、ぜひこの冊子を手に入れてください!

労働保険と社会保険、事業を営んでいるとどうしても避けて通れません。ところが、制度の仕組みがわからない、手続きが面倒などの理由で後回しにしがち。食わず嫌いはさることながら、せっかく勉強しようとな本を買ってみたものの、複雑なので面倒そう。ことばがむすかしくてわからない。なんてことになっていたら、とても悲しいことです。そこで、ほんとうに知ってほしいことだけを、簡単明瞭に説明した冊子を作りました。

労働保険 社会保険
新規加入手続きの仕方
冊子プレゼント

無料
米斗

適格退職年金廃止！

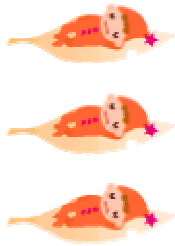
2012年に廃止決定

適格退職年金制度が2012年3月31日をもって廃止となります。そこで、それまでに他の退職金制度へ移行するなどの対応が必要となってきます。

まだまだ先のことだと思っていませんか？

退職年金制度を見直すということは、とても時間と労力がかかることです。なぜなら今まで働いてくれた大切な従業員へ支払うものだからです。従業員への制度変更の説明や、従業員からの意見聞き取りに時間がかかりますし、この見直しを機にムダな保険料の圧縮を考えたり、それに代わる処置を施したり…。

退職年金は中長期的に資金計画を立てなければなりません。安定した事業を行うためにも付け焼刃ではすまされません。2007年には団塊の世代と呼ばれる人たちが退職していき、今までより大量の労働者が退職していき



資金不足に陥っていませんか？

退職年金制度を導入している企業は、退職年金規程があると思いますが、これは就業規則に準ずる規程で、法律改正がなされたときに同時に社内規則も改定しないと、会社にとって不利に働くことがあります。

適格退職年金制度を廃止するということは、退職年金規程も改定しなければいけないということです。

ここは専門家（社労士）と一緒に退職年金制度について考えてみませんか？

資金不足はどうしたら解消できるのか、従業員とトラブルを起こさず制度改定をおこなうにはどうしたらいいか、アドバイスいたします。不利益変更が起る可能性もあるので、制度変更の理解を従業員から得ることは今後のトラブルを未然に防ごうとする観点から十分な説明が必要となってきます。

ご存知のとおり、退職金は企業にとって大きな金銭的負担を要します。御社に合う生保・損保会社の商品も、合わない商品もあります。

退職金制度改革のSTEP

退職金制度および適格年金の現状分析と問題点の把握

方向性の決定（会社の考えをまとめる）

新制度設計（退職金制度設計、ファンド設計）

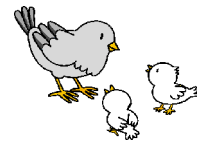
従業員に対する十分な説明、個別同意の取り付け

新退職金規程の作成・届出、制度移行手続き

何のために移行するのか？

御社の実情に合わせた退職金改定を行わないと、資金不足や労働者とのトラブルになりかねません。規則の変更には、じっくり時間をかけて、疑問や難問を解決しながら行なう必要があります。

ご質問・ご相談等は下記まで
伊藤事務所 電話
03-5333-3827(代)
もしくはメール
yitenglingzi@hotmail.com



「知っ得通信」いかがでしたでしょうか？
今回は事務所案内のようになってしまいましたが、知れば知るほど『徳』なことをどんどん発信していると思っています。取り上げて欲しい項目やご意見ご感想などお寄せください！みなさまのお役に立てるもの作っていきたく思いますので、『得』は『徳』でもあります。

伊藤社会保険労務士事務所

社会保険労務士 伊藤 綾子

〒151-0053 東京都渋谷区代々木

1-37-7 勝栄ビル302

TEL 03-5333-3827(代)

FAX 03-5333-3829

E-MAIL yitenglingzi@hotmail.com

URL <http://itojimuso.sakura.ne.jp/>